**平成２７年（フ）第１７３号**
宮崎市橘通東２丁目６番20号　ジーピー13番館601号、前住所宮崎市祇園１丁目76番地アルカディア祇園103号
債務者　松坂　優成
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１８２号**
宮崎市松橋１丁目11番15号
債務者　兼井　修成
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１８８号**
宮崎市大字恒久1350番地３
債務者　落合　恵子（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第５２号**
宮崎県日向市大字財光寺271番地15
債務者　柳井チエ子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第１１７号**
釧路市白樺台１丁目23番123号　ＷＢ９―123号
債務者　佐藤　輝美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
釧路地方裁判所

**平成２７年（フ）第８１号**
兵庫県伊丹市東有岡１丁目51番地の４
債務者　住野　直美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第１４３号**
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―1012号
債務者　住友　英夫
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第１４４号**
兵庫県宝塚市花屋敷荘園１丁目18番２号
債務者　岡本　秀香
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第３７４号**
兵庫県西宮市枝川町５番15―1403号、前住所大阪市淀川区東三国２丁目９番20―602号
債務者　白上　晶子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第３１７号**
北九州市八幡西区力丸町８番18―308号
債務者　牧　　健一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３４０号**
北九州市八幡西区萩原２丁目10番１―108号
債務者　河岡　淳司
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３５０号**
北九州市八幡西区東王子町３番３―706号
債務者　上杉　光枝
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３８４号**
北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目６番６号（藤井アパート202号室）
債務者　西岡　　寿
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第８８５号**
愛知県清須市桃栄４丁目155番地　ＦＯＲＴＵＮＡ105、従前の住所愛知県清須市桃栄３丁目204番地　コーポ須ヶ口２Ａ
債務者　柏木　　渚
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２０３号**
沖縄県中頭郡西原町字幸地146番地の１　（県営坂田高層住宅313号）
債務者　尾辻　和美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第８４７号**
名古屋市中川区高畑３丁目88番地の３　高畑団地204号
債務者　堀　　順子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第８４８号**
愛知県小牧市大字二重堀638番地44　プリミエール二重堀202号、従前の住所愛知県小牧市大字小牧原新田721番地１　シャトー小牧原104号
債務者　金沢　正貴
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部